

## 市有地売却に係る一般競争入札説明書

### 1 入札物件

物件番号	所在地	地目	地積	最低売却価格
1	霧島市溝辺町麓字枝迫 2399 番 5	雑種地	730 m <sup>2</sup>	14,454,000 円

### 2 入札参加資格及び条件

入札に参加できる者は、個人・法人を問わず次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法第 238 条の 3 第 1 項の規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員に該当しないこと。
- (3) 居住する（所在する）市区町村の税金（住民税、固定資産税など）に未納の税額がないこと。ただし、霧島市に納税義務のある税金がある場合は、その未納がないこと。
- (4) 市に入札参加申込書を提出していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (6) スカイロードみぞべ内における既存事業者又は、既存事業者と業種が異なる事業者で、飲食店又は小売店を営もうとする者であること。

#### 【スカイロードみぞべ内の既存業種】

ラーメン・定食類・営業事務所・うどん・そば類・韓国料理・フルーツ等販売

- (7) スカイロードみぞべ内における駐車場の舗装や街灯等の保守管理費用及び共益費等の負担が可能であること。

### 3 入札参加申込み

- (1) 申込書配布期間（入札説明書等の配布も含む。）

令和 4 年 12 月 16 日（金）から令和 5 年 1 月 20 日（金）までの間  
午前 8 時 15 分から午後 5 時まで。

（ただし、土・日・祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの間を除く。）

- (2) 申込書提出期間

令和 4 年 12 月 16 日（金）から令和 5 年 1 月 20 日（金）までの間  
午前 8 時 15 分から午後 5 時まで。

（ただし、土・日・祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの間を除く。）

(3) 申込書配布場所及び提出先

霧島市役所 溝辺総合支所 地域振興課

※郵送による受付も行うが、令和5年1月20日（金）午後5時00分までに必着とする。

※入札参加申込書（様式1）、入札書（様式2）、委任状（様式3）は、霧島市ホームページからも取得可。

(4) 提出書類（提出した書類は、返却しない。）

① 入札参加申込書（様式1）

② 委任状（様式3）

※代理人による申込みをしようとするときは、委任状及び本人であることが確認できるもの（運転免許証、健康保険被保険者証等の写し）を提出すること。

③ 添付書類（個人のアを除き、申込みの日の3か月以内に発行されたもの又は、その写しとする。）

個人	法人
ア 身分証等（運転免許証、健康保険被保険者証等）の写し	ア 法人登記簿謄本の写し
イ 自治体の発行する身分証明書の写し	イ 霧島市に税の未納がない（霧島市以外に所在している場合は、居住している自治体に税の未納がない）ことがわかる証明書（滞納なし証明書）（令和3年度分）
ウ 霧島市に税の未納がない（霧島市以外に居住している場合は、居住している自治体に税の未納がない）ことがわかる証明書（滞納なし証明書）（令和3年度分）	ウ 出店計画書（任意の様式）
エ 出店計画書（任意の様式）	エ 営業に関し、許可又は認可を必要とする場合は、許可又は認可の証書の写し
オ 営業に関し、許可又は認可を必要とする場合は、許可又は認可の証書の写し	

4 入札参加資格の確認

入札参加申込み後、申込者の入札参加資格の有無について確認し、結果を令和5年1月27日（金）までに、入札参加資格審査結果通知書により通知する。

5 入札保証金

(1) 入札参加者は、入札しようとする物件につき、入札金額の100分の5以上の入札保証

金を納入すること。ただし、入札参加者が保証会社との間に、本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の納入を免除する。

- (2) 入札保証金は、本市が発行する納入通知書により入札書送付までに納入すること。  
(納入額を事前にお知らせください。)
- (3) 入札保証金は、落札しなかった者には後日、返却する。ただし、利息は付さない。
- (4) 落札者の入札保証金は、契約締結時まで市で保管する。ただし、利息は付さない。また、契約保証金にこれを充当することができる。

## 6 入札書提出の際に必要な書類等

- (1) 入札書（様式2）
- (2) 身分証等（運転免許証、健康保険被保険者証等の本人であることを確認できるもの）の写し
- (3) 入札保証金納入時の領収書の写し
- (4) 入札保証金還付請求書

## 7 入札書提出期限及び提出先

予定価格（最低売却価格）を公表しており、入札の公平性、競争性を保つため、入札参加人数を非公開として郵便入札とし、郵送（提出）期限及び郵送（提出）場所については下記のとおりとする。

- (1) 郵送（提出）期限 令和5年2月7日（火）午後5時00分までに必着とする。  
(※郵送に限る。)
- (2) 郵送（提出）場所 〒899-6493 鹿児島県霧島市溝辺町有川340番地  
霧島市役所 溝辺総合支所 地域振興課 宛て  
※「入札書在中」を記入すること。

## 8 入札の方法及び落札者の決定方法

- (1) 「一般競争入札」により、有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が霧島市が定めた最低売却価格以上で、最高の価格をもって入札した者と売買契約を締結する。
- (2) 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、くじによって落札者を決定する。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

- (3) 入札書の記載事項等に不備がある入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 電報又は電送による入札
- (6) 明らかに談合によると認められる入札
- (7) 入札に際し不正な行為があると認められた入札
- (8) 最低売却価格未満での入札

## 10 開札

- (1) 日時 令和5年2月8日（水）午前10時00分
- (2) 場所 霧島市役所 溝辺総合支所 2階 第4会議室

入札者もしくは入札者から委任を受けた代理人に限り、開札に立ち会うことができるが、入札者本人が立ち会う場合は身分証等（運転免許証、健康保険被保険者証等の本人であることを確認できるもの）の写し、入札者から委任を受けた代理人が立ち会う場合は委任状を提示のうえ、午前10時00分までに入室すること。

## 11 契約保証金

- (1) 落札者は、令和5年2月22日（水）（契約締結期限）までに契約保証金として、売買代金の100分の10以上を納入すること。（入札日までに納入された入札保証金を売買代金に充当することができる。）
- (2) 契約保証金は、本市が発行する納入通知書により、契約締結日までに納入すること。
- (3) 本市との売買契約締結後、落札者が契約上の義務を履行しない場合、契約保証金は本市に帰属する。

## 12 契約締結

- (1) 落札者は、令和5年2月22日（水）までに契約を締結すること。
- (2) 契約は、実印で行うので契約締結時に印鑑証明書を提出すること。

※印鑑証明書は契約締結日の3か月以内に発行されたものに限る。また、印鑑証明書は返却しないものとする。

## 13 売買代金の納入

落札者は、契約締結した翌日から起算して30日以内に、売買代金全額（売買代金から契約保証金を除いた金額）を納入すること。

## 14 所有権の移転等

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権移転があったものとし、物件を引き渡すことと

する。

- (2) 所有権移転登記は本市が行い、落札者には登記識別情報通知を渡すものとする。
- (3) 所有権移転登記に必要な登録免許税、その他本契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、落札者の負担とすること。
- (4) 落札者は、買受物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

## 15 用途の制限

- (1) 落札者は、契約締結の日から5年経過するまでの間、売買物件を風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用してはならない。
- (2) 落札者は、売買物件について暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体の事務所等の用に供してはならない。
- (3) 売買物件の引渡しのあった日（指定期日）から1年以内に、飲食店又は小売店の店舗及び駐車場用地（オープンスペース）として指定用途に沿った営業を開始すること。
- (4) 売買物件の指定用途に供すべき期間は指定期日から5年間とする。それまでの間は、引き続き指定用途以外の用に供してはならない。

## 16 土地及び道路の状況

### (1) 物件番号1

- ① 都市計画区域：区域内
- ② 用途地域：無指定
- ③ 当該土地に接する東側の道路は、建築基準法第42条第1項第1号に規定する道路（国道504号）である。
- ④ 当該敷地に工作物（建築物等を含む）を築造する場合は、建築基準法等関係法令を遵守すること。
- ⑤ 「がけ上」、「がけ下」については、工作物（建築物等を含む）の築造に制限がかかる場合がある。

## 17 その他

- (1) 入札結果として、落札金額は、霧島市ホームページに掲載する。
- (2) 契約及び所有権移転登記その他に伴う費用は、落札者の負担とする。
- (3) 現物と公簿面積との数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできない。また、売却代金の清算も行わない。

(4) 現地説明会は実施しないので、事前に現地を確認すること。

(5) 注意事項

- ① 使用する印鑑は、提出書類すべてに同じものを使用すること。ただし、契約書は実印とすること。
- ② 法人の場合は、社印と代表者印を押印すること。
- ③ 入札金額は、算用数字で消えないペンまたはボールペンで記入し、金額の前に必ず「¥」をつけること。
- ④ 入札金額を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直すこと。

18 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び問い合わせ先  
霧島市役所 溝辺総合支所 地域振興課 地域振興・教育グループ  
電話番号 0995-59-3115 (内線 6031)